

令和4年度港区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

国の定める子育て世帯等臨時特別支援事業の変更にに基づき、令和4年度に新たに非課税になった世帯を対象に給付金を支給します。

1 経緯

国は、令和4年4月26日に、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を閣議決定し、令和4年度に新たに非課税になった世帯に対しプッシュ型で臨時特別給付金を支給することとしました。

これを受け、区は、令和4年度住民税課税情報を活用し、臨時特別給付金のプッシュ型給付を迅速に行います。

2 概要

(1) 給付額

1世帯当たり100,000円

(2) 給付対象

基準日（令和4年6月1日）において港区に在住し、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯を対象とします。

なお、現在実施している令和3年度港区住民税非課税世帯や家計急変世帯に対する臨時特別給付金給付を受けた世帯は対象となりません。

(3) 対象世帯数（想定）

10,000世帯

(4) 事業費（想定）

1,000,000千円

(5) 給付方法

対象世帯には区から受給要件等に関する確認書を送付し、返送の後、給付します。振込口座については、原則として、令和2年度に実施した定額給付金を支給する際に使用した口座に振り込みます。

3 財源

国庫負担（補助率10/10）

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年6月 令和4年第2回港区議会定例会に補正予算案を提出
広報みなと（6月11日号、21日号）及び区ホームページ掲載
- 6月 下旬 住民税非課税世帯等へ確認書送付及び振込開始（順次）
- 9月30日 確認書受付期限